

Title	〔商法二〇五〕手形取得後の所持人による裏書抹消と裏書の連続(大阪地裁昭和四九年一月三〇日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.11 (1980. 11) ,p.126- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801115-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二〇五〕 手形取得後の所持人による裏書抹消と裏書の連続

大阪地裁昭和四九年一月三〇日判決
 昭和四七年(ワ)一〇二七二号手形
 判決集二五卷一、四号四二頁
 下級民集二五卷一、四号四二頁

〔判示事項〕

手形取得後所持人が裏書の被裏書人欄を抹消して自己の氏名に訂正した場合において裏書の連続を否定した事例

〔参照条文〕

手形法一六条

〔事実〕

Y会社(被告)は建築請負代金約七、八九六万円の支払を受けるため、Aから本件約束手形三通を含む約束手形八五通の振出を受けた。Y会社は右の建築工事の一部をB、Cに共同で下請させたので、その下請工事代金支払のため同人らに対し本件約束手形三通、すなわち、手形金額五〇万円の第一、第三の手形、及び、手形金額一〇〇万円の第二の手形を裏書譲渡した。Bはそのうちの第一の手形を屋根工事代金支払のためDに裏書譲渡し、また、B、Cは共同で買受けた材木代金支払のため、第二、第三の手形をB及びCを経

てEに裏書譲渡した。そこで、Dは第一の手形をその満期の昭和四七年二月一〇日に先立つて、同年一月二十九日にF相互銀行に取立に回わしたが、Bからの依頼によつて満期前に取立を撤回し同相互銀行から二月八日に右手形の返還を受けたが、同日、下請工事代金として手形上の権利をX(原告)に譲渡した。Eは第二の手形をその満期の昭和四七年五月三〇日に先立つて同年一月三十一日に、第三の手形をその満期の同年五月三〇日に先立つて同年二月一日にG銀行に取立委任の趣旨で裏書していたが、Bらの依頼により満期前の四月一日に銀行から依頼返還を受け、その後、満期の数日前にXに対し手形上の権利の信託的譲渡をなした。

Xはこれら第一、第二、第三の手形を、第二、第三の手形の満期の日である昭和四七年五月三〇日に支払場所に呈示したが、その支払を拒絶されたので、Yに対して遡求義務の履行を求めて手形訴訟を提起した。その際、第一の手形には第三裏書人DからF相互銀行

への取立委任裏書が、第二、第三の手形には第四裏書人EからG銀行への裏書が抹消されずに残っており、従つて、Xへの裏書の連続を欠いたまま本訴が提起されている。その後、手形訴訟の最終口頭弁論期日である昭和四七年一月六日頃に、Xは本件各手形の当時に於ける最終の被裏書人欄を抹消してXの氏名に訂正し、Xへの裏書記載を作出して裏書の連続を整えたものである。そこでYは、本件各手形の裏書記載からは裏書の連続がない。また、第一の手形の呈示は呈示期間経過後であつて適法な呈示がなかつたなどと主張して争つた。手形訴訟においては、第一の手形については呈示期間内に呈示がなかつたとしてXの請求が棄却され、第二、第三の手形についてはXの請求が認容されたので、Yが異議申立をしたのが本件である。

〔判旨〕

判旨は右の事実を認定した上、本件各約束手形は裏書の連続を欠くものといわざるをえないとする。すなわち「手形法一六条一項は「抹消シタル裏書」は裏書の連続の関係において「記載セザルモノ」と看做しているが、これは原則として手形所持人が手形を取得する当時抹消済みであつた裏書を指称するものであつて、手形取得後所持人において適宜中間の裏書の被裏書人欄などを抹消することによつて事後的に裏書の連続を作り出した場合にまで適用されるものではなく、これにより同条二項の善意取得の効果や準証責任の転換を主張することは許されない。けだし、同条二項は裏書の連続記載への信頼を保護する規定であり、このようなことを認めると、裏

書の連続を欠く手形の所持人に要求される実質的権利移転の証明を回避する途を拓くことになるからである。なお、裏書の抹消はその時期いかんを問わないと論ぜられることもあるが（最判昭三三・二五・五民集二巻一三三〇六頁）、それは手形を受戻した裏書人が手形法五〇条二項等により抹消権限を有する事例につきいわれるものであつて、これを無制限に一般化することはできないと考える。」と判示した。

このように、本件各手形は裏書の連続を欠くものであるとしたうえ、第一の手形については手形法三八条一項所定の呈示期間内に呈示がなかつたとしてXの請求を棄却し、第二、第三の手形については裏書の連続を欠いてはいるが、Xへの実質的な権利移転があつたとしてXの請求を認め、これと符合する手形判決を認可した。

〔評釈〕

本件判旨の内容を判例集について眺めると、手形訴訟の提起後、その口頭弁論終結前になした裏書の抹消も、裏書連続の関係においては記載のないものとみなされるか（手一六条一項参照）、また、みなされるとした場合、そこにいかなる効果が生ずるかという問題のほかに、かなり多方面の問題にふれている。けれども、裏書の抹消以外の点についてはそれほど目新しい議論もないから、ここでは、裏書の抹消と被裏書人の名称の訂正をめぐる問題を中心に検討を進めることとする。

手形上に裏書の連続があるか否かを判定する時期については、各

場合について異なっていると考えるのが通常である。たとえば手形の善意取得が問題となるときには、その手形取得の時点において裏書の連続があることが必要であり(手一六条二項)、支払人の免責については、満期において支払をなすに当って裏書の連続のあることが必要である(手四〇条三項)。本件で問題となつている所持人の権利行使については、裏書の連続の有無を判定する時点を正面から取上げた規定はない。けれども多数の学説は、それを判定する時点は口頭弁論終結の時であり、従つて、訴提起後に裏書が抹消されそれによつて裏書が連続するようになれば、権利行使のための形式的資格が与えられるとしている(大隅・河本・注釈手形法小切手法一七八頁、田中誠・手形法小切手法詳論下五二二頁、高鳥・手形法小切手法一四三—一四四頁)。また、従来の判例もこの点については同様の立場をとつている(大判大正二・三・八民集二卷八八頁、最判昭和三・二・五民集二卷二二二号二〇六頁)。

これに対して本件判旨は、裏書の連続の有無を判断する時点原則として手形取得の時としているようである。すなわち判旨によると、手形法一六条一項の抹消した裏書は裏書連続の関係においては記載のないものとみなすとの規定は、手形取得後、所持人において中間裏書の被裏書人欄などを抹消することによつて、事後的に裏書の連続を作り出した場合にまで適用されるものではない。従つて、取得当時に裏書の連続を欠く手形については、所持人は実質的権利移転の証明をしなければならないのであつて、取得後の抹消によつて、善意取得の効果や举证責任の転換を主張することは許されない

と判示している。学説のうちにも、多数説のいうように、手形の取得後も、裏書の抹消その他の方法によつて裏書の連続を作り出すことができるということになると、手形所持人は本来必要である自己の実質的権利の証明の煩を免れるのに対し、手形債務者は所持人の無権利の証明という困難な負担を強いられることになる。その意味では、無知の愚直者があえて実質的権利の証明に立入ることとなるとして、手形所持人の簡易な権利行使は取得当時に裏書の連続している場合に限られ、自ら加工して連続を作り出した者に認めるべきではないとするものもある(古瀬村「裏書の連続」手形法・小切手法講座例一〇五頁以下)。

このように学説、判例のうちには異説も見られるが、本件で問題となつている裏書の抹消がどの点についてなされたかを検討することも重要である。判旨の明らかにした事実関係によると、本件第一の手形は振出人Aから受取人Yを経てB、Dと裏書譲渡され、DからF相互銀行にあてた取立委任裏書がいつたままで、DからXに譲渡されている。また、第二、第三の手形はAからYを経てB、C、Eと裏書譲渡され、EからG銀行にあてた裏書がいつたままで、それぞれEからXに信託の譲渡がなされたものである。従つて、本件においてXがなした裏書の抹消として問題となつているのは、手形上の最終の取立委任裏書または通常の裏書についてであり、しかも、それらの裏書の被裏書人の名称を抹消してこれをXの氏名に訂正したものである。そして、X自身の裏書の作出がYに対する手形呈示後であつたという点にも、検討すべき問題のあることは既に述べた

とおりである。従つて、このような場合における裏書の抹消についても、裏書連続の関係において記載のないものとみなされるという立場をとるとすれば、その理論的根拠を明らかにする必要がある。

多数説によれば、裏書連続の関係において抹消された裏書が記載のないものとみなされるためには、その抹消が権限ある者によつてなされたか否かは問題とならないし（大判大正一一・一二・一九民集一卷七七二頁、最判昭和三六・一一・一〇民集一五卷二〇号二四六六頁）、また、拒絶証書作成期間経過前になされたか否かも関係がないとしている。このように、手形上のすべての抹消をいわずに権限ある者によつてなされたものと擬制する考え方は、手形取引の安全と迅速な決済を配慮して作りあげられた理論である。従つて本件判旨やそれと同趣旨の学説がとるように、抹消された裏書が記載なきものとみなされるのは、原則として手形所持人が取得当時に抹消済であつた裏書のことであるというのでは、裏書連続の成否の判断のなかに実質的権限の問題をひきこむこととなり、前述した裏書抹消の位置づけをめぐる理論を混乱させるものといふべきである（大隅・河本・前掲一七八頁、高窪・現代手形・小切手法一八九頁）。

要するに裏書の抹消がある場合には、裏書連続の関係では常に記載のないものとみなして、口頭弁論終結の時にその連続の有無を判定するという多数説の立場は、現行手形法の解釈としては妥当なものと考えられる。そして、こうした多数説の背後には、手形所持人が裏書を抹消して裏書の連続を作り出したような場合には、そこに裏書の連続による形式的資格を認めても、手形債務者はその権利推定を

つき崩して、手形金の支払を拒むことはそれほど困難ではないという理解が存在することも見逃せない。これを反対の側からいえば、仮りにそれでも所持人の権利推定を崩せないとすれば、所持人に支払の請求をさせまたは遡求権の行使を認めて、手形取引の安全と迅速な決済をはかるうといふのである。

このような多数説の理解を基調としながら本件を眺めると、前述したように、Xは第一の手形をDから裏書によらないで譲受け、また、第二、第三の手形についてはEからこれも裏書によらないで譲を受けている。けれども、手形上に存在するDまたはEがなした取立委任裏書や通常の裏書を抹消し、または、その被裏書人の名称のみを抹消してXの氏名を書き入れるためには、Xがその手形の実質的な権利者であるというだけでは足りず、DまたはEの明示または黙示の同意をえなければならぬものと解される（東京高判昭和三六・四・一二級民集一二卷四号七六五頁）。その意味では、Xのなした抹消と訂正はいずれも権限なくしてなされたものというほかはない。本件におけるように、最終の裏書の抹消と被裏書人の名称の変更とをXがなしたことが明らかな場合には、その裏書の連続から生ずる権利推定をつき崩すためには、Yはその裏書の抹消または訂正がX自身によつてなされたことを主張すれば足り、反対に、Xの権利行使が認められるかどうかは、手形上の権利のXへの実質的移転が立証されるかどうかにかかっているとされる。

そこで、この点に関連して、第一の手形については呈示期間内に適法な呈示がなかつたとしてXのYに対する遡求権の行使を否定

し、第二、第三の手形についてはXへの実質的権利移転のあつたことを前提に、Yに対する遡求権を認めた判旨の結論について検討してみよう。判旨の明らかにしたところによれば、第一の手形の満期は昭和四七年二月一〇日、第二、第三の手形の満期は同年五月三日であり、これら三つの手形をXが振出人Aに呈示したのが五月三〇日、各手形の最終裏書の被裏書人欄を抹消してXの氏名を記入したのが一月六日頃となつている。従つて、XがAに対してなした各手形の支払のための呈示が適切なものであつたか否かによつて、Yへの遡求権の行使が認められるかが決まるわけであるが、判旨の指摘するように、第一の手形については呈示期間を守つていないという点で適法な呈示とはいひ難い。

これに対して、第二、第三の手形は呈示期間内に呈示されているが、そこにはXへの裏書がないのみでなく、最終の裏書人の記名式裏書がつけられたまま呈示されている。このような状態のもとでなされたXの呈示が、Yに対する遡求権保全の前提となる適法な呈示となりうるかが問題となるが、裏書の連続を欠くXがその呈示に当つて実質的権利を証明していれば、それを適法な呈示として理解することはできる(大隅・河本・前掲二八二頁)。そこで、Xの呈示に際してその証明がなされたか否かが問題となるが、この点は本件判旨からは明らかでない。ただ、同様の条件のもとでなされた呈示を前提に、手形訴訟においてはXのYに対する遡求権は認められたようであるから、この点も肯定せざるをえないであろう。このように、本件判旨の結論は承認できるから、その理論構成自体に対する問題

点を指摘するにとどめたい。

付記 本判決については椎原国隆教授(ジュリスト六四四号一四

〇頁)、並木俊守教授(週刊金融商事判例四三三号四頁)、用稲孝道助教授(法政研究四三卷一号一二九頁)などの判例研究があり、いずれも多数説の立場から判旨に疑問がある旨を述べておられる。

高 島 正 夫